

議会用

令和 7 年安曇野市議会 3 月定例会追加 提案説明書

— 目次 —

報告第 1 号	1
報告第 2 号	2
議案第 41 号	3
議案第 42 号	4
議案第 43 号	5
議案第 44 号	6

報告第 1 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について（道路事故に関すること）

別紙をお願いいたします。

安曇野市豊科 1611 番 7 先における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 7 年 2 月 7 日付けで専決処分したものです。

1 和解の相手方

市内在住者です。

2 事故の概要

令和 6 年 10 月 3 日午後 5 時 30 分頃、損害賠償請求者の家族が運転する軽自動車市道豊科 1255 号線を東方面に走行中、横断水路と取り付け舗装に 10 センチほどの段差が生じており、右側の前輪タイヤを損傷したものです。

3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の施設管理に瑕疵があると認め、安曇野市の過失を 30%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 2,499 円を賠償するものとして、令和 7 年 2 月 7 日に示談が成立いたしました。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認しましたので報告するものです。

説明は、以上です。

報告第 2 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について（道路事故に関すること）

別紙をお願いいたします。

安曇野市穂高有明 7377 番 22 先における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 7 年 2 月 7 日付けで専決処分したものです。

1 和解の相手方

市内在住者です。

2 事故の概要

令和 6 年 12 月 7 日午後 1 時 20 分頃、損害賠償請求者が運転する普通自動車が市道穂高 1 級 14 号線を西方面に走行中、対向車が来たため路肩へ寄ったところ舗装路肩の欠損により 10 センチほどの段差が生じており、左側の前輪及び後輪のタイヤを損傷したものです。

3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の施設管理に瑕疵があると認め、安曇野市の過失を 30%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 14,718 円を賠償するものとして、令和 7 年 2 月 7 日に示談が成立いたしました。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認しましたので報告するものです。

説明は、以上です。

議案第 41 号

安曇野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

本条例改正は、令和 6 年 12 月の「一般職の職員の給与に関する法律」の一部改正に伴い改正される「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の基準に従い定めることとされている「安曇野市消防団員等公務災害補償条例」に規定する補償基礎額の改正を行うものです。

主な改正内容ですが、消防団員が公務中に負傷等した際の補償基礎額を、階級や勤務年数に応じて 300 円から最大 600 円増額いたします。

同じく消防作業従事者等が公務中に負傷等した際の補償基礎額の最低額を 600 円、最高額を 300 円増額いたします。

また扶養に係る補償基礎額の加算額について、配偶者は 117 円減額、子供一人につき 50 円の増額をいたします。

本改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

また、本改正の施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、従前の例によるものといたします。

説明は、以上です。

議案第 42 号

安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本条例改正は、令和 6 年 8 月の人事院勧告に伴う、仕事と生活の両立支援の拡充に対応するものです。

第 5 条の 4 は、育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限について、対象となる子を 3 歳に満たない子から小学校又は義務教育学校の前期課程就学の始期に達する子まで拡大する改正です。

第 12 条の 3 及び第 12 条の 4 は、職員が配偶者等の介護を行う必要がある場合に、仕事と介護の両立に資する制度を利用しやすくする勤務環境整備に関する規定を加えております。

本改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 43 号

令和 4 年度（明許繰越）三郷小学校長寿命化改良工事建築主体工事変更請負契約について

令和 6 年 7 月 10 日に議決を得た令和 4 年度（明許繰越）三郷小学校長寿命化改良工事建築主体工事変更請負契約について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和 4 年度（明許繰越）三郷小学校長寿命化改良工事
建築主体工事 |
| 2 | 契約金額 | 変更前 1,433,300,000 円
変更後 1,895,300,000 円 |
| 3 | 契約の相手方 | 長野県安曇野市豊科南穂高 525-7
北野・山共特定建設工事共同企業体
代表 北野建設 株式会社 安曇野営業所
所長 中村 ^{いっお} 伍男 |

説明は、以上です。

<参考> 契約の状況

当初契約金額	1,265,000,000 円（令和 5 年 9 月 22 日締結）
第 1 回変更契約金額	1,433,300,000 円（令和 6 年 7 月 10 日締結）

議案第 44 号

令和 4 年度（明許繰越）三郷小学校長寿命化改良工事電気設備工事変更請負契約
について

令和 5 年 10 月 23 日付で契約を締結した令和 4 年度（明許繰越）三郷小学校長寿命化改良工事電気設備工事請負契約について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和 4 年度（明許繰越）三郷小学校長寿命化改良工事
電気設備工事 |
| 2 | 契約金額 | 変更前 147,400,000 円
変更後 234,740,000 円 |
| 3 | 契約の相手方 | 長野県安曇野市豊科南穂高 3798-1
T O S Y S ・有賀電気特定建設工事共同企業体
代表 株式会社 T O S Y S 安曇野営業所
所長 <small>かみかた</small> 神方 <small>たかひろ</small> 貴弘 |

説明は、以上です。